

製鐵部	四〇五	鑛炭部	三二〇
煉瓦部	四九	其他	二〇
計	二〇六一		

之に依りて同盟會員は純粹の鑛夫に少なく附屬製煉所の鑛夫、即ち性質工場職工に屬するもの多きを見る。

要求事項左の如し。

- 一、八間制實行
- 二、最低賃銀一圓八十錢一般に賃銀十五割増加
- 三、食糧米を改善し社員米とし米價を一升二十錢とする事(従來は三十四錢)
- 四、公休日は日給支拂、公休日出勤者には倍額給與
- 五、便所、塵芥溜増設。各工場に風呂場、交衣場、食堂設置、家族浴場増設。入浴料無料。井戸場改善
- 六、救濟會積立金を同盟會支部に引繼ぐ事
- 七、労働者退職及勤續手当支給
- 八、傷病者の取扱法改善

九、請負制度改善

十、一般労働者の取扱法改善

鑛夫辭令を職工辭令と改正すること

常夫、臨時夫の取扱を同一にすること

労働者の人格を尊重し、呼捨てとせざること

十一、汽車課勤務員の被服改善、電氣課外勤職工の被服給與

十二、長家設備改善

家根葺替修繕、疊建具の給與、將來長家は二室の外、炊事場を設備し、器具も充分備ふること

十三、鑛山附屬商店の物品を原價販賣のこと(従來にても原價なりと云ふ)

十四、職工俱樂部の設置

十五、長家の電燈料は無料とすること

十六、労働者合宿所設置

十七、給料支給日を一定し支拂方法改善

十八、工場内の危険豫防設備を完全ならしむること

之に對し鑛山側に於ては四以下十八迄十五項は即時承認能ふ限り速かに實施すべきを約し、一乃至